

## 平成30年第4回見附市教育委員会臨時会議事録

○招集日時 平成30年7月24日（火）14時00分

○招集場所 見附市役所 402会議室

○会議に付した議件

議第48号 見附市保育の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議第49号 見附市保育所等施設整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第50号 見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第51号 見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制定について

議第52号 平成31年度使用の教科用図書の採択について

○出席者（5名）

教 育 長	長 谷 川 浩 司
委 員	小 林 弘 武
委 員	武 田 一 夫
委 員	小 倉 美 砂 子
委 員	齋 藤 義 章

○事務局出席者

教育部長兼こども課長 長 谷 川 仁

教育総務課長 吉 原 雅 之

学校教育課長	阿部桂介
まちづくり課長	曾我元
教育総務課長補佐	湊屋一樹
こども課長補佐	高藤英紀
教育総務課副主幹	小此鬼明

14時00分開会

教 育 長

只今より、平成30年第4回見附市教育委員会臨時会を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

現在の出席者5人全員であります。

教 育 長

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第27条の規定により武田委員を指名します。

教 育 長

日程第2 報告事項、報告1、6月市議会定例会一般質問について、教育総務課長より説明願います。

教育総務課長

今回の一般質問の通告では教育委員会関連で、佐野勇議員と重信議員、および池山議員より質問がありました。その概要についてご報告します。

まず、佐野勇議員から、「耳取遺跡の保存活用計画と課題」についての質問がありました。これに対し、耳取遺跡は、1つの遺跡内に縄文時代の中期、後期、晩期の3時期の集落跡が確認されている全国的にも珍しい遺跡であること、整備にあつ

ては、遺跡の保存に十分配慮したうえで、市内外から多くの来訪者に訪れていただけるような施設整備を目指すこと、また、昨年度策定した保存活用計画に基づき、今後策定する整備基本計画の中で、必要な施設整備や運営方法などを検討していく旨を回答しました。課題としては、遺跡が表土から比較的浅い位置にあることから、盛土などによる保護が必要であること、遺跡の一部が傾斜地となっており、崩落防止の措置が必要なこと等がありますが、これにつきましても整備基本計画の中で検討していく旨を回答しました。

次に、重信議員より、小中学生がお金について学ぶ機会の提供に関する質問がありました。これに対し、現在、小中学校では、児童生徒の発達段階に応じて、学習指導要領の内容に則して、様々な教科での学習を通じてお金について学ぶ機会を設けている事、加えて、社会科で税金の学習をすす中で、税務署の職員による租税教室を行っている旨を答弁しました。また、お金についての教育の必要性に関して、キャッシュレス決済などの新たな支払方法の選択肢が広がることが予想されるため、お金についての教育は必要不可欠である旨を答弁しました。

次に、池山議員より、学校の長寿命化に関する質問がありました。これに対し、小中特別支援学校の13校について、今年度に建物劣化状況調査を実施し、学校施設長寿命化計画を策定して、計画に基づいて事業化を行っていく旨を答弁しました。

以上でございます。

## 教 育 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

## 小 林 委 員

報告の最後に学校施設の長寿命化計画の話がありましたが、この計画の概略と計画のパンなどをお聞かせいただきたいのですが。

## 教育総務課長

市内には小、中、特別支援学校が13校あり、このうち、建築後40年以上を経過している学校が3校あります。これらの改築、建築計画を考える中で、2とおりの考え方があると思います。1つは、従来どおり、完全に建替えて、完成後に校舎を取り壊すやり方、もう1つは現在、私たちの方で考えている学校施設の長寿命化です。幸い、市内全ての学校の耐震化は、全て終了しているため、構造体自体は全く問題ないため、柱や屋根など構造体は残して、全ての間取りの変更を考えております。いわゆるテレビ番組の「ビフォー・アフター」のような大規模改修と考えていただければと思います。

計画のスパンについてですが、全13校、全ての長寿命化による大規模改修を終えるのが40年はかかると見込んでおります。単純に言えば、3年に1校は改修していくということになりますが、財政上の都合もあるとはいえ、計画は概ね40年くらいのスパンで考え、今年度中に策定を予定しております。

## 教育部長兼こども課長

このような考え方は学校施設に限ったことではなく、公共施設全般的にそういった方向性であります。

## 教 育 長

はい。ありがとうございました。他にありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

## 教 育 長

無いようですので、次に移ります。

報告2. ブロック塀の安全点検について、教育総務課長より説明願います。

## 教育総務課長

6月18日に発生した大阪府北部地震により、高槻市で小学校のブロック塀が倒

壊し、下敷きになった登校途中の児童が死亡しました。これに伴い、文部科学省より学校施設のブロック塀の緊急点検の指示があり、見附市でも実施いたしました。その結果、建築基準法の基準に適合しないブロック塀は小中特別支援学校にはありませんでした。また、同時期に保育園、認定こども園の敷地内についても調査を行いました。その結果、私立のわかくさ中央保育園で不適合のブロック塀があったため、保育園側が補強工事を実施することとしています。そのほかの保育園、認定こども園には不適合のブロック塀はありませんでした。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようなので、以上で報告事項を終了したいと思います。

教 育 長

次に移ります。

日程第3 議第48号 見附市保育の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。教育部長に説明を求めます。

教育部長兼こども課長

1ページをお願いします。

議第48号 見附市保育の実施に関する規則の一部を改正する規則の指定について説明致します。

最初に、本案改正の理由についてですが、保育園等への入園については、保護者の就労等により、家庭で保育ができないことを前提とした入所基準に基づき、入園申込を行った後、書類審査を経て、入園が決定される手順となっております。この

一連の手続きの中で、市が入園申込者に対し、通知を致します関係書類の名称及び様式の一部が、厚労省通知により変更となりましたので、これに応じ、本規則で定めております書類様式を別記のとおり改めるものでございます。

改正箇所について説明致します。

規則第4条では、保育実施の決定として、保護者からの入園申込書が提出された際は、保育の実施の可否を決定し、その結果を保護者に通知しなければならないと定めてございます。保護者への通知には、現行の規則では、「保育園入園承諾書」、「入園不承諾通知書」及び「保育実施解除通知書」の3つの様式が定めてございます。このたびの様式等の改正は、子ども子育て支援三法の改正に伴い、これまで「保育園入園承諾書」の中で包含されておりました「保育料の月額通知」を、別業として「利用者負担額決定通知書」として設け、1様式を2様式に分離してございます。その他、「入園不承諾通知書」の名称を、「入園保留通知書」に改めるほか、「保育実施解除通知書」の内容について、簡素化が図られたものでございます。附則と致しまして、この規則の施行期日を公布の日からと定めてございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

## 教 育 長

次に議第49号 見附市保育所等施設整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定についてを議題といたします。教育部長に説明を求めます。

### 教育部長兼こども課長

12ページをご覧ください。

議第49号 見附市保育所等施設整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定についてご説明いたします。

本交付要綱は、全国の保育施設の整備促進を行うため、平成29年度に国が制定致しました交付金交付要綱に基づき、この交付金の受入れのために本市で制定した要綱でございます。国の交付金交付要綱は、保育施設等の修繕等に要する経費の一部を、国が補填することで、保育施設を確実に整えたいとするもので、このたびの市の改正は、国の事務手続きの簡素化を促す改正に併せ、同様の改正を行うほか、市の自主財源の確保策として、所要の整理を行うものでございます。

改正箇所は2点ございます。

1点目は、国の改正を受け、本市の要綱を改正するもので、これまで国の要綱で具体的に明示し、特定しておりました「該当年度」を削り、これにより、通年をとおした、申請等の手続きが可能となるよう、要綱に改めてございます。2点目は、本市の自主財源の確保策として、本要綱の改正を行うものであります。国の要綱によりますと、私立保育園等施設の大規模改修を行う際は、概ね、全体事業費1億円以上を対象に、その経費の負担割合を、国・県・市町村の各1/3をもって、整備を行うことが規定されております。このことから、通年において、大規模改修を希望する保育園が仮に複数あり、数年に渡り、大規模な施設改修が続く場合は、1/3とは言え、多額な市独自の自主財源が必要となり、市全体の財政事情に大きな負

担を生じさせる可能性が危惧されているところであります。

国・県の特定財源を最大限に活用しつつも、市としての自主財源の確保策は、喫緊の課題であることから、課題解決の手法として、当該要綱を改正させて頂くものであります。

このたびの改正は、大規模改修に必要な経費を補填する補助金の交付を当年度に受けた事業者については、原則、向こう3年間は、大規模改修事業の実施を控えて頂くことを改正後の要綱にお示しをさせて頂くものであります。市としましては、このたびの改正をもって、市全体の自主財源の安定的な確保に努めるとともに、保育事業者に対し、安易な工事を無造作に行うことなく、中・長期的な視野に立ち、保育施設の整備計画の策定を今後促して参りたいと考えております。附則と致しまして、この要綱の施行期日を公布の日からと定めてございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に議第50号 見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要綱の一部を改



正する要綱の制定について、並びに、議第51号 見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制定についてを議題といたします。教育部長に説明を求めます。

教育部長兼こども課長

14ページ以降をご覧ください。

議第50号 見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要綱の一部を改正する要綱、及び議第51号 見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制定についてご説明いたします。

本案改正の趣旨でございますが、平成29年度の所得税法改正により、「控除対象配偶者」の定義が改められることとなりました。

つきましては、本要綱及び要領において、従来と変わらぬ所得制限対象者を明らかに規定するため、配偶者としての標記を改めるものであります。

改正内容について説明致します。

所得税法改正前の「控除対象配偶者」は、給与所得者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が「38万円」以下をもって対象とする旨が定義されております。このように定義されていた「控除対象配偶者」は、所得税法の改正により、平成30年分以降は、同一に生計を営む配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である給与所得者の配偶者を対象とする旨の定義にかわり、所得制限の額が、これまでの「38万円以下」から「1,000万円以下」に、見直しが行われております。このことから、従来同様に、本要綱並びに要領で定めていた所得制限対象者を明確にするため、その標記を「控除対象配偶者」から「同一生計配偶者」に改めるものでございます。参考までに、ここで改めて用います「同一生計配偶者」とは、給与所得者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が38万円以下の者を対象とする旨が新たに定義づけをされております。また、本要綱の別表で、入院時の生活

療養費に対し、新たに助成対象として加えております「境界層該当者」とは、介護保険制度の中で、新たに位置付けられた階層の方々をお示しするもので、介護保険料を支払うことによって、生活保護水準に落ち込んでしまう所得階層に該当する方々を、ひとり親家庭等の医療費助成の対象として明示しております。このほか、本要領で定めてございます「老人控除対象配偶者」を「同一生計配偶者のうち、70歳以上の者」に改める改正は、先程申し上げました「控除対象配偶者」の定義の見直しによる同様の趣旨からの改正でございます。

附則と致しまして、本要綱及び要領の施行日を、公布の日からと定めてございます。以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本2案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本2案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に議第52号 平成31年度使用の教科用図書の採択についてを議題とします。

学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

23ページと本日配布した資料をご覧ください。

議第52号 平成31年度使用教科用図書の採択についてご説明します。

7月19日に開催された「三条・加茂・見附・南蒲地区教科用図書採択協議会」において、採択すべき教科用図書が別紙のように決定しましたので、採択することに承認をお願いするものでございます。

今回は、小学校の道徳以外の教科と中学校の道徳の採択の年であり、小学校道徳以外の教科は別紙1のとおり今年度と変更ありません。また、中学校の道徳については別紙2にあるように教育出版の教科用図書を採択すべきと決定されました。

決定の主な理由ですが、道徳を除く小学校の教科用図書の決定理由は、参考資料のとおりです。また、中学校の道徳については、発問の例が示されており、多様な指導方法を選択することができることや、教材が30本に抑えられており、地域教材や自作教材などを用いて生徒の実態に応じた指導が可能であることがあげられております。

なお、小学校の道徳及び中学校の道徳以外の教科用図書は、前年度と同一のものを採択しなければならないこととなっております。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

齋 藤 委 員

中学校の道徳の選択教材についてですが、理由はいくつか述べられた中で、教育出版のものは、自作教材は可能との説明があったが、どういう意味なのですか。

学校教育課長

この道徳の教科書には30の教材があり、補助教材もいくつかありますが、必ず使用しなければいけない教材が30あります。年間の標準授業時数が35時間なので、5時間分の余裕があるということになり、その5時間分を生徒にあった自作の

教材や地域教材を使用することもできる、そういう余裕があるということです。

齋藤委員

要するに、年間35時間のうち、教育出版の教材は30の教材があり、残りの5時間はそれぞれの教師の自由裁量により選んでやることが可能だということの良いのですか。他の出版会社の教材も35くらいの教材だったのですか。

学校教育課長

出版会社によって違いますが、教育出版のように30の教材にプラスして補助教材があったり、多くは35から37くらいの教材数だったと思います。

齋藤委員

小学校も教育出版の教材を使っているんで、中学校も教育出版の教材を選んだという理由なのかなと感じるところもありますがどうなのですか。

学校教育課長

採択の理由にはそのようなことは無いと思います。教材の内容を吟味した結果、教育出版が採択されたということだと思います。

齋藤委員

教育出版の教材オンリーだったのですか。それとも他の会社の教材でも良いものはあったのですか。

学校教育課長

私自身は、採択協議会自体には出席しておりませんが、その前段階の選定委員会に出席しておりましたが、教育出版を含めて2、3社の教材も候補に挙がりました。その中から採択協議会の委員の皆様が協議をして、最終的に教育出版の教材を選んだと聞いております。

齋藤委員

小学校の道徳以外の教科書については、本年度のものと同じということの良いの

ですか。

学校教育課長

はい。採択替えはありません。

教 育 長

他にありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で本日提出されました議題の審議は全て終了しました。

これにて平成30年第4回見附市教育委員会臨時会を閉会いたします。

14時27分閉会

以上、会議の概要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、教育長及び  
議事録署名委員ここに署名する。

教 育 長

長谷川 若司

議事録署名委員

武田 一夫

